

8-3-4 日照阻害

(1) 調査

1) 調査項目等

調査項目	調査の手法及び調査地域等
・土地の利用状況、日影の発生に係る地形の状況	<p>文献調査：土地利用及び地形関連の文献、資料を収集し、整理した。また、文献調査の補完のために、現地踏査を行った。</p> <p>調査地域：対象事業実施区域及びその周囲の内、換気施設、変電施設、保守基地を対象に鉄道施設の存在に係る日照阻害の影響を受けるおそれがあると認められる地域とした。</p> <p>調査期間：最新の資料を入手可能な時期とした。</p>

2) 調査結果

各調査地域の土地利用及び地形の状況を表 8-3-4-1 に示す。

表 8-3-4-1 土地利用及び地形の状況

市町村名	調査地域	用途地域	土地利用の状況	地形の状況	計画施設
春日井市	西尾町	対象事業実施区域及びその周囲は市街化調整区域であり、用途地域の指定はない。	内津川右岸地域に耕作地及び果樹園が分布しており、その中に業務用の建物が存在している。	内津川の右岸地域であり、北側が高くなった段丘が広がっている。	換気施設等 保守基地
	勝川町	対象事業実施区域及びその周囲は、国道19号の西側が工業地域であり、東側は準工業地域に指定されている。	国道19号と庄内川堤防に隣接しており、中小の工場が存在している。	庄内川、地蔵川、八田川に囲まれた三角州性低地から成る平坦地となっている。	換気施設等
名古屋市中区丸の内	対象事業実施区域及びその周囲は、外堀通りの南側が商業地域に指定されており、北側は第二種住居地域に指定されている。	外堀通を挟んで北側に名古屋市の特別緑地保全地区があり、南側は中小のオフィスビル（3～12階）が存在している。外堀通の上部には名古屋高速都心環状線の高架道路がある。	扇状地性低地から成る平坦地となっている。	変電施設	

注 1. 坂下町、熊野町、中区三の丸、中村区名駅付近に計画する鉄道施設（換気施設等）は、その高さが10m未満を予定しているため調査対象外とした。

(2) 予測及び評価

1) 鉄道施設の存在

ア. 予測

7) 予測項目等

予測項目	予測の手法及び予測地域等
・鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の存在に係る日照障害	<p>予測手法：日照時間が最小となる冬至日における等時間日影線を描写した日影図を作成し、日照障害の影響を受ける範囲を予測した。</p> <p>予測地域：鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の存在に係る日照障害の影響を受けるおそれがあると認められる地域として、調査地域と同様とした。</p> <p>予測地点：予測地域の内、鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の存在に係る日照障害の影響を適切に予測することができる地点を設定した。予測地点を表 8-3-4-2 に示す。</p> <p>予測時期：鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の完成時とした。</p>

表 8-3-4-2 予測地点

地点番号	市町村名	所在地	計画施設	計画施設の高さ(m)
01	春日井市	西尾町	保守基地 換気施設等	15 30
02		勝川町	換気施設等	25
03	名古屋市	中区丸の内	変電施設	35

注 1. 坂下町、熊野町、中区三の丸、中村区名駅付近に計画する鉄道施設（換気施設等）は、その高さが 10m 未満を予定しているため調査対象外とした。

表 8-3-4-3 予測条件

地点番号	市町村名	予測地域	予測条件 ^{注1}		赤緯	投影面の高さ ^{注2} (m)
			緯度（北緯）	経度（東経）		
01	春日井市	西尾町	35° 18′	137° 02′	-23° 27′	4.0
02		勝川町	35° 13′	136° 56′		4.0
03	名古屋市	中区丸の内	35° 10′	136° 54′		4.0

注 1. 予測条件（緯度、経度）は予測地点ごとに設定した。

注 2. 日影投影面の高さは、愛知県建築基準条例第 11 条による規制（表 8-3-4-6）を準用した。

イ) 予測結果

予測結果は、一般の建築物に対する規制である建築基準法第 56 条の 2 を参考に表 8-3-4-4 に示すとおり整理した。

表 8-3-4-4 予測結果

地点番号	市町村名	所在地	用途地域	予測値 ^{注1}	基準又は目標 ^{注1}
01	春日井市	西尾町	用途地域の指定なし (市街化調整区域)	4時間未満	4時間
				2.5時間未満	2.5時間
02		勝川町	工業地域	7時間未満	— ^{注2}
				5.5時間未満	— ^{注2}
03	名古屋市	中区三の丸 中区丸の内	第二種住居地域 商業地域	4時間未満	4時間
				2.5時間未満	2.5時間

注1. 上段：敷地境界線から予測地点までの水平距離が「5mを超え10m以内の範囲」を示す。

下段：敷地境界線から予測地点までの水平距離が「10mを超える範囲」を示す。

注2. 「—」は、当該用途地域における日影規制が適用されない事を示す。

イ. 環境保全措置

本事業では、事業者により実行可能な範囲内で、鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の存在による日照障害に係る環境影響をできる限り回避又は低減することを目的として、環境保全措置を実施する。

環境保全措置を表 8-3-4-5 に示す。

表 8-3-4-5 環境保全措置

環境保全措置	実施の適否	適否の理由
鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の配置等の工夫	適	鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の配置等の工夫により、日照障害を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。

ウ. 事後調査

日照障害への影響は、規制を超える日影が生じる範囲はないものと予測され、その予測手法は科学的知見に基づくものであり、予測の不確実性は小さいと考えられる。また、採用した環境保全措置についても効果に係る知見が蓄積されていると判断できることから、環境影響評価法に基づく事後調査は実施しないこととする。

エ. 評価

7) 評価の手法

評価項目	評価手法
・鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の存在に係る日照障害	<ul style="list-style-type: none"> ・回避又は低減に係る評価 事業者の実行可能な範囲で回避又は低減がなされているか、見解を明らかにすることにより行った。 ・基準又は目標との整合性の検討 表 8-3-4-6 に示す「愛知県建築基準条例」（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 49 号）第 11 条及び表 8-3-4-7 に示す「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年 12 月 15 日 条例第 58 号）第 2 条による規制と整合が図られているかについて評価を行った。

表 8-3-4-6 愛知県建築基準条例第 11 条による規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間(敷地境界線からの水平距離)	
			5mを超え10m以内	10mを超える範囲
第一種低層住居専用地域(容積率80%以下)	軒高>7m又は3階以上(地階除く)	1.5m	3時間	2時間
第一種低層住居専用地域(容積率100%以上)			4時間	2.5時間
第二種低層住居専用地域				
第一種中高層住居専用地域				
第二種中高層住居専用地域				
第一種住居地域				
第二種住居地域	高さ>10m	4m	5時間	3時間
準住居地域				
近隣商業地域(容積率200%)				
近隣商業地域(容積率300%)	—	—	—	—
商業地域	高さ>10m	4m	5時間	3時間
準工業地域	—	—	—	—
工業地域	—	—	—	—
工業専用地域	高さ>10m	4m	4時間	2.5時間
市街化調整区域	—	—	—	—

注1. 規制される日影時間は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの8時間

表 8-3-4-7 名古屋市中高層建築物日影規制条例第 2 条による規制

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	日影時間(敷地境界線からの水平距離)	
			5mを超え10m以内	10mを超える範囲
第一種・第二種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	3時間	2時間
第一種・第二種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	4m	3時間	2時間
第一種・第二種・準住居地域			4時間	2.5時間
近隣商業地域(容積率が400%地域は除く)・準工業地域			5時間	3時間

注1. 規制される日影時間は、冬至日における真太陽時の午前8時から午後4時までの8時間

注2. 市街化調整区域内は、容積率が100%の区域は第一種・第二種低層住居専用地域と同様の規制を受け、容積率が200%の区域は第一種・第二種・準住居と同様の規制を受ける。

1) 評価結果

a) 回避又は低減に係る評価

本事業では、鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の存在に伴う日照阻害への影響を低減させるため、表 8-3-4-5 に示した環境保全措置を確実に実施することから、鉄道施設(換気施設、変電施設、保守基地)の存在による日照阻害の影響について低減が図られていると評価する。

b) 基準又は目標との整合性の検討

予測の結果、表 8-3-4-4 に示した予測結果のとおり、鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）に近接する一部の地域で日影が生じるものの、すべての地域において「愛知県建築基準条例」第 11 条及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」第 2 条による規制を満足する。

以上より、鉄道施設（換気施設、変電施設、保守基地）の存在による日照阻害は、基準又は目標との整合は図られていると評価する。